

# 年金記録や 年金見込額を

# 「ねんきんネット」で 確認できます!!

登録人数  
500万人突破

いみらい  
11月30日は  
年金の日

「年金の日」に「ねんきんネット」を活用して  
年金記録の確認や年金見込額の試算をしてみませんか。

## 「ねんきんネット」でできること

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから  
ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

1. ご自身の年金記録の確認
2. 将来の年金見込額の試算
3. 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
4. 受給に関する各種通知書の確認



ねんきんクマ  
「ねんきんネット」マスコット

他にも… 再交付申請や持ち主不明記録の検索など様々な機能があります!

※スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが利用可能

詳しくは「ねんきんネット」で検索 >>>

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



スマホでアクセス

# 1. ご自身の年金記録の確認 最新の年金記録を確認できます！

## ■画面イメージ

**1 年金記録**

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しています。各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の状況							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
平成23年度	28歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	
平成24年度	29歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	
平成25年度	30歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	
平成26年度	31歳	*	*	*	*	*	*	*	
平成27年度	32歳	共済	共済	共済	共済	共済	共済		
平成28年度	33歳	国年							

**2 国民年金加入記録**

これまでの国民年金加入記録をご確認いただけます。

年度	年齢	各月の納付状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
平成27年度	32歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成26年度	31歳	納可	納可	3号未	3号未	3号未	3号未	3号未	合算	重複			付
平成25年度	30歳	未加	未納	/	3号	全免	半免	半免	3/4免	3/4未	1/4		
平成24年度	29歳	後可	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付

**3 厚生年金保険加入記録**

これまでの厚生年金保険加入記録をご確認いただけます。

お勤め先の名称	標準報酬月額変更・標準賞与年月	厚生年金基金	標準報酬月額・標準賞与額
			賃560,000円

**年金に加入中の方も、これから年金を請求する方も、これまでの年金記録に漏れや誤りがないか、しっかり確認しましょう。**

### 確認できるもの

- ① これまでの年金加入履歴
- ② 国民年金加入記録
  - 国民年金の加入月数 ○ 各月の納付状況
  - 免除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度の適用期間など、**追納の可能な月数と金額を確認**できます。
- ③ 厚生年金保険加入記録
  - 厚生年金の加入月数 ○ 資格取得・喪失年月日 ○ お勤め先の名称 ○ 標準報酬月額・標準賞与額 等

# 2. 将来の年金見込額の試算 将来の生活設計に便利です！

## ■画面イメージ

(1) 年金見込額試算 額試算メニュー

年金見込額の試算

- 1 **かんたん試算**  
現在の職業について60歳まで自動的に延長し、試算します。  
初めての方はこちらから>
- 2 **質問形式で試算**  
今後の職業、収入および期間について、質問に答えていただくことで試算できます。
- 3 **詳細な条件で試算**  
以下の条件を入力し、試算できます。  
・ 今後の職業、収入および期間  
・ 老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給する年齢  
・ 国民年金が未納である月に関する追納・後納等

**4**

年齢	給与の年収 (1)	老齢基礎年金 (2)	年金見込額		小計 (2) + (3)	合計 (年額) (1) + (2) + (3) + (4)
			特別支給の老齢厚生年金/老齢厚生年金			
			国からの支給部分 (3)	基金代行部分 (4)		
62	2,160,000円	444,400円	381,500円	370,000円	825,900円	3,355,900円
63	2,160,000円	507,100円	414,200円	400,000円	921,300円	3,481,300円
64	1,800,000円	507,100円	414,200円	400,000円	921,300円	3,121,300円

- **ご自身の年金記録から、様々な条件に応じた試算も可能！**
- ・ 働きながら年金を受け取る場合
  - ・ 年金の受給開始を遅らせた場合 など

### 確認できるもの

- ① 現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定した見込額を自動表示する「かんたん試算」
- ② 今後の収入やその期間を自分で設定して試算する「質問形式で試算」
- ③ 「質問形式で試算」に加え、より詳細な条件を自分で設定して試算する「詳細な条件で試算」
- ④ **年金受給開始年齢、各年齢ごとの年金見込額などが表やグラフで表示**されます！

# 3. 電子版「ねんきん定期便」 毎年の定期便は便利な電子版で！

## ■画面イメージ (50歳以上)

ねんきん定期便

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号	
1111-111111			※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)

(参考) 増額イメージ

808,500円  
老齢年金の見込額  
(65歳時点)

最大42%増  
老齢年金の見込額  
(70歳まで遅らせた場合)

お客様へのお知らせ

65歳以上の方の「3. 老齢年金の種類と見込額(年額)」は、65歳時点の年金加入実績に基づき計算しています。※65歳を過ぎて初めて年金受給権が発生した方は、「受給開始年齢を70歳まで遅らせた場合、年金額は最大42%増」という説明及びイメージ図は該当しません。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、振動・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月(和暦)	国民年金(第1号・第3号)納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額(千円)	標準賞与額(千円)	保険料納付額
29年10月		厚年	34,000		31,000
29年11月		厚年	34,000		31,000
29年12月		厚年	34,000	516	68,000
30年1月		厚年			31,000

### ○電子版「ねんきん定期便」のメリット

- ・毎年1回送付される「ねんきん定期便」と同じ内容をいつでもご覧いただくことができる
- ・誕生月に郵送される紙の「ねんきん定期便」より1ヶ月程度早く内容を確認できる
- ・紛失の心配がなく、ダウンロード機能があるなど保存にも便利

### 確認できるもの

- ◆これまでの年金加入期間
- ◆これまでの加入実績に応じた年金額  
(50歳以上の方は、老齢年金の種類と見込額)
- ◆これまでの年金加入履歴、国民年金加入記録、厚生年金加入記録 等  
※全加入期間の記録(郵送の「ねんきん定期便」は直近1年間分)

### ねんきん定期便ペーパーレス化のお願い

「ねんきんネット」では、紙の「ねんきん定期便」の郵送停止を登録することができます。紛失の心配が無く、環境にもやさしいペーパーレス化推進のため、ぜひ、電子版「ねんきん定期便」をご利用ください。

# 4. 受給に関する各種通知書 年金振込通知書等を一覧で確認！

## ■画面イメージ

年金の支払いに関する通知書について、照会、ダウンロードをすることができます。

通知書名	作成年月日	ダウンロード実施年月日	操作
年金額改定通知書 平成25年2月分	平成25年3月15日		照会 ダウンロード
年金振込通知書 平成25年2月分	平成25年3月15日		照会 ダウンロード
年金支払通知書 平成25年2月分	平成25年3月15日	平成25年3月15日	照会 ダウンロード
公的年金等の源泉徴収票 平成25年分	平成25年3月1日	平成25年3月1日	照会 ダウンロード

電子版「年金振込通知書」

(振込予定日) 平成25年2月28日

あなたの請求の年金は、平成25年2月

に、次のとおり指定された金融機関の預り金口座に振込みを行うこととなりましたので、お知らせします。

◎年金の種類 国民年金・厚生年金 支給額(千円) 年金

◎年金受給者の基礎年金番号・年金コード 1111 11111 1111

◎受給者氏名 平松 太郎

◎受給者住所 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

◎受給先 平松 太郎 銀行・金融・信託 支店

◎「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

項目	金額(千円)	金額(円)
年金支払額	220,000	220,000
国民年金保険料	1,000	1,000
厚生年金保険料	1,000	1,000
国民健康保険料	1,000	1,000
国民年金保険料	1,000	1,000
国民健康保険料	1,000	1,000
国民年金保険料	1,000	1,000
国民健康保険料	1,000	1,000
国民年金保険料	1,000	1,000
国民健康保険料	1,000	1,000

支払予定日について

年金の支払日は原則毎月15日です。

- ・8月15日(4月、9月の2か月分) ・12月15日(10月、11月の2か月分)
- ・8月15日(4月、9月の2か月分) ・2月15日(12月、1月の2か月分)
- ・10月15日(8月、9月の2か月分) ・4月15日(2月、3月の2か月分)

※ただし、15日が平日、日曜日または祝日のときは、その直前の金曜日の営業日となります。

また、支払予定日には2か月分を収めさせていただきます。

年金から特別徴収する保険料等について

- ◎日本年金機構、市町村からの協同にもつぎ、年金から特別徴収、保険料等特別徴収、国民健康保険料(国)、個人住民税を特別徴収しています。
- ◎年金支払日に特別徴収する際は、変更となる場合もありませんので、市町村から通知される「特別徴収通知書」を参照してください。
- ◎国民健康保険料(国)については、市町村に申し出ることで、口座振替による支払方法に変更できます。

年金から特別徴収する保険料(国)、個人住民税に関するお問い合わせは、お住まいの市町村(市)または市町村役場におたずねください。

### 確認できるもの

- ◆年金振込通知書 ◆公的年金等の源泉徴収票 ◆年金額改定通知書
- ◆年金支払通知書 ◆年金決定通知書・支給額変更通知書

年金を受給中の方は、郵送された年金支払いに関する通知書を**確認・ダウンロード**できます。**年金受給開始後も、いろいろ便利です。**

## 他にも再交付申請や持ち主不明記録の検索など様々な機能があります！

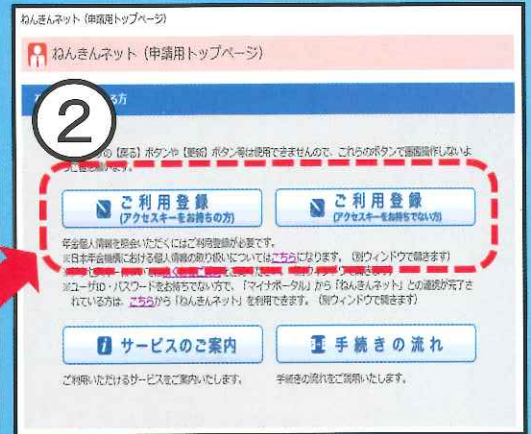
- ◆ 公的年金等の源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などの原本が必要な場合、**再交付申請**ができます。
- ◆ 日本年金機構に提出する一部の**届書を簡単に作成・印刷**ができます。  
→ 基礎年金番号や氏名などの入力を省ける自動表示機能や入力誤りを防止する入力チェック機能
- ◆ **持ち主のわからない年金記録の検索**もできます。  
→ 氏名、性別、生年月日が一致する持ち主不明の年金記録の検索機能
- ◆ これまでの**職歴一覧**を、**電子版「被保険者記録照会回答票」**で確認できます。

# ご利用登録は、とってもカンタン

日本年金機構のホームページで!

ねんきんネット

検索



■画面イメージ

「ねんきんネット」のご利用登録は、このページから!

## 【登録の流れ】

### その1

以下をご用意いただき、新規登録画面から**必要事項を入力**してください。

- ・基礎年金番号 ※1
- ・メールアドレス (お持ちの場合)
- ・アクセスキー ※2

### その2

▶アクセスキー※2をお持ちの方  
すぐにユーザIDが発行されます。

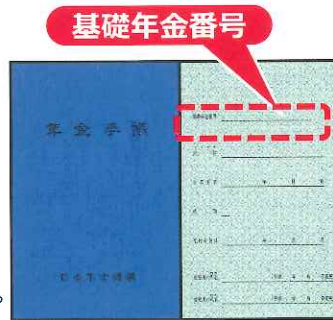
▶アクセスキー※2をお持ちでない方  
日本年金機構においてご本人確認を行い、**5営業日程度**でユーザIDを記載したハガキをお届けします。

### その3

ユーザID・パスワードを使用して、「ねんきんネット」へ**ログイン**してください。

※1 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10ケタの番号です。

※2 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用して申し込むことで、すぐにユーザIDを取得できます。  
アクセスキーは「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です。



■年金手帳



■ねんきん定期便 (50歳未満ハガキ)

## 【マイナンバーカードをお持ちの方は】

◆ **マイナンバーカード**があれば、「ねんきんネット」に登録していなくても**マイナポータル**から「ねんきんネット」に**アクセス**できます。ぜひご利用ください。※

マイナポータルの詳細は [マイナポータル](#) [検索](#)

※ご利用には、マイナンバーカードを読み取れるICカードリーダーが必要で、また、スマートフォンからこの仕組みは利用できません。

お問い合わせは

専用番号



0570-058-555

050から始まる電話で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 (月曜日のみ午後7時00分まで)  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分  
※祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません